

報告第17号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決20号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月1日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府京丹後市丹後町上山内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年4月13日、上山集会所下の法面に設置した京丹後市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示板が強風により飛散し、上山集会所の窓ガラスを破損させてしまったもの。

2 損害賠償の額 17,028円

3 損害賠償の相手方 上山区